

第7期柏崎リーダー塾運営（PRを含む）業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和8（2026）年3月
柏崎リーダー塾運営協議会

1 業務の趣旨

急速に変化する社会環境の中で、持続可能な柏崎の未来を創るためには、課題に挑み、ともに解決へ導くリーダーの存在が不可欠である。リーダーとは、自分の利益だけではなく、「会社・地域・まち」の課題を公共の視点で捉え、行動できる者である。柏崎リーダー塾は、産学官が連携し、市民力と地域力を高める次代のリーダーを育成する。第7期柏崎リーダー塾が育成する人材像は、次のとおりである。

- ・世界・日本・新潟を知り、広い視野で未来の柏崎を創るために考えられる人材
- ・今に満足せず常に変革を求め、未来の柏崎を創るために自分事として行動できる人材
- ・企業・社会・地域において、未来の柏崎を創るためにみんなを導くことができる人材

柏崎リーダー塾が行う柏崎の次代のリーダーの育成を十分理解し、その目的達成のため、柏崎リーダー塾のカリキュラムの運営（PRを含む）を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第7期柏崎リーダー塾運営（PRを含む）業務

(2) 業務内容

別紙1「第7期柏崎リーダー塾運営（PRを含む）業務委託に係るプロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

なお、仕様書記載の業務内容について、具体的な実施手法及び実施時期等については、本プロポーザルにおいて特定された者との協議の上、決定する。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から、令和10（2028）年3月31日の間の業務完了までに必要な期間

(4) 提案限度額

900万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

ア このプロポーザル公開の日から起算して、過去5年以内に、人材育成を目的とする研修会等の運営事業の中心的な役割を担って実施した実績を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

(イ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

(ウ) 暴力団員であると認められる者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(カ) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（キ）において同じ。）

が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

(キ) 法人であって、その役員のうちに（ウ）から（オ）までのいずれかに該当する者がいるもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 制限事項

ア 参加者が共同企業体である場合、その代表構成員を含む構成員は、他の参加者である共同企業体の代表構成員を含む構成員となることができない。また、参加者が単体企業である場合も同様とする。

ただし、参加者が業務を委託（本業務の再委託）する場合は、この限りでない。

イ 本プロポーザルの審査担当者及びその家族は、参加の担当者及び協力者などの関係者になることができない。

4 担当部署及び問合せ先

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市総合企画部企画政策課企画係内

第7期柏崎リーダー塾プロポーザル担当

電話番号0257-21-2321

ファクス0257-24-7714

メールアドレス kikaku@city.kashiwazaki.lg.jp

5 本プロポーザル実施日程

内容	実施日又は期限
公開	3月3日（火）
質問書の提出	3月3日（火）～3月10日（火）
質問に対する回答	3月17日（火）午後5時までに行う

参加意向申出書の提出	3月24日（火）午後5時まで
参加資格審査の結果通知	3月26日（木）（予定）
提案書等の提出	4月15日（水）午後5時まで
第一次審査（書類審査）	4月16日（木）
第一次審査結果の通知	審査後速やかに通知
第二次審査（プレゼンテーション審査）	4月20日（月）
第二次審査結果の通知	審査後速やかに通知
契約締結交渉	審査結果通知から5日程度
契約締結	交渉後、契約締結

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出

- ア 提出期間 令和8年（2026年）3月3日（火）から10日（火）午後4時まで。提出期間の各日（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）午前8時30分から午後5時までに提出すること。ただし、最終日は午後4時までとする。
- イ 提出方法 電子メールで担当部署に提出するとともに電話による連絡を要す。
- ウ 提出様式 指定様式（別記第1号様式）を用いること。

(2) 質問に対する回答

令和8年（2026年）3月17日（火）午後5時までに質問者に回答するとともに当該内容をホームページに掲載する。

7 参加意向申出書兼誓約書の提出

- (1) 提出期間 令和8（2026）年3月3日（火）から24日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類 参加意向申出書兼誓約書（別記第2号様式）
- (3) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限までの各日（休日を除く。）午前8時30分から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合

配達証明付書留郵便で提出期限必着とし、表面に「第7期柏崎リーダー塾運営（PRを含む）業務委託プロポーザル参加意向申出書兼誓約書在中」と朱書きすること。

- (4) 提出場所 柏崎市総合企画部企画政策課企画係

8 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書兼誓約書の提出者が参加資格を満たしているかを確認し、確認結果を提出者全員に通知する。本プロポーザルへの参加が認められた者には、当該結果通知書に提案書等の提出要請書を同封する。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 業務実施推進体制（別記第3号様式）

イ 業務実績書（別記第4号様式）

ウ 令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度における同種又は類似の実績がある場合、その内容及び成果が分かるもの

エ 見積書（別記第5号様式）

オ 見積内訳書（任意様式）

カ 提案書（任意様式）

(2) 提案書の内容

業務の提案内容は、仕様書に示す業務内容（以下「業務」という。）、業務に係る作業工程、時間的要素、必要事項、要件等の考え方、手法及び(5)提案課題について具体的に提案すること。なお、提案書に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなすので留意すること。

(3) 提案書の様式（指定にあるもの以外は、任意とする。）

用紙のサイズ等	日本工業規格「A4判」を基本とし、左綴りとする。（「A3判」を使用する場合は、折綴り）。(1)のア～カの順で綴じ込み、インデックス等の見出しを付すること（背表紙付きのファイルブック等の使用可）。
フォント	10.5ポイント以上。書体は、任意とする。
言語、通貨及び単位	日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
その他	文書を補完するための写真、イラスト、イメージ等を使用することができる。

(4) 提案書等の提出方法等

ア 提出方法

(ア) 持参する場合

提出期限までの各日（休日を除く。）午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(イ) 郵送する場合

配達証明付書留郵便で提出期限必着とし、表面に「第7期柏崎リーダー塾運営（PRを含む）業務委託プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

イ 提出期限

令和8年（2026年）4月15日（水）午後5時必着

ウ 提出場所

柏崎市総合企画部企画政策課企画係

エ 提出件数及び部数

提案書等の提出は、参加者1者につき1件とする。また、提出部数は、10部（正本1部、副本1部、写し8部）とする。

(5) 提案課題

ア 条件等

- (ア) 本プロポーザルにおける業務の提案内容は、仕様書の「6 業務内容」の「(1)運営協議会への出席」から「(5)報告動画の制作」と「7 納品物 (成果品)」の提出までの作業における提案とすること。
- (イ) 第7期柏崎リーダー塾の期間は、12か月以内とし、始期は、遅くても令和8(2026)年9月30日までとすること。
- (ウ) 第7期柏崎リーダー塾の募集人員は、10人～15人程度とする。ただし、15人を超えた場合も対応すること。
- (エ) 仕様書の「6 業務内容」の「(2)第7期柏崎リーダー塾塾生募集のPR、募集チラシデータの作成及びチラシの印刷」及び「(4)第7期柏崎リーダー塾のPR」に掲げる業務は、再委託できるものとする。

イ 提案要件

(ア) 作業スケジュール要件

仕様書記載の業務について、作業工程、時間的要素、必要事項、要件等を分かりやすく示すこと。

(イ) 必要経費

必要な全体経費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を見積書(別記第5号様式)に記載すること。また、内訳が分かるように見積明細書(任意様式)を別に添付すること。

ウ 本プロポーザルに係る提案課題

提案書には、下記の提案課題を分かりやすく盛り込むこと。

(ア) 提案課題1:カリキュラムの項目、内容、手法及び目的

本要領「1 業務の趣旨」達成のために必要なカリキュラムの項目、内容、手法及び目的を提案すること。カリキュラムには、柏崎リーダー塾の特徴である異業種交流と塾生間のネットワークの構築を目的とするチームビルディング等の工夫したメニューと、年齢、経歴、役職、社会経験等に違いがある塾生に対し、同一のカリキュラムを受講するための意識合わせ、受講意欲の醸成のための工夫したメニューを一部取り入れ、2つのメニューの概要及び意図について提案すること。

(イ) 提案課題2:塾生の募集時及び開塾後のPR

塾生の募集に係るスケジュール、PRチラシ構成について提案すること。また、開塾後、第7期柏崎リーダー塾の活動について、塾生の輩出企業に対してのフィードバック、塾生の輩出企業以外の企業及び市民に対しては、第7期リーダー塾の認知度向上を目的としたPRの手法、内容及び頻度について提案すること。

(ウ) 提案課題3:塾生への支援の工夫

カリキュラムにおける塾生への指導以外に個別での塾生への支援について、その手法、内容及び頻度等について提案すること。

(エ) 提案課題4:提案の独自性・有効性・実行性・的確性・効率性等

仕様書やその他の資料から第7期柏崎リーダー塾の状況を熟慮して提案者が独自に提案したい事項を記載すること。あわせて、他者にはない独自性・有効性・実行性・的確性・効率性等を示すこと。

10 審査

(1) 審査体制

提案書等の審査は、「第7期柏崎リーダー塾運営（PRを含む）業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。選定委員会設置要綱は、別に定める。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 3に掲げる資格を有しない者が提案書等を提出した場合
- イ 提出書類等に記載すべき事項に不備がある場合
- ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合
- エ 9に掲げる提案書等の提出等を遵守しない場合
- オ 選定委員又は関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- カ 審査において、プレゼンテーションに参加できない場合
- キ その他選定委員会が不適切と認めた場合

(3) 審査の方法

(2)の失格事項に該当しない提案者を対象に、選定委員会において審査を行う。なお、審査は、全て非公開とする。

(4) 審査の内容

ア 第一次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類による第一次審査を行い、第二次審査要請者として5者を選定する。ただし、提案書を提出した者が5者に満たない場合又は選定委員会において省略を認めた場合は、第一次審査を省略することとする。

審査結果は、決定後電子メールで通知した上で速やかに全ての提案者に書面で通知する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、第一次審査により選定された者を対象に、提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行い、最も評価の高い提案者を最優秀提案者、次に評価の高い提案者を優秀提案者にそれぞれ選定する。

なお、総得点が第1位又は第2位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者又は優秀提案者に選定しないことがある。

また、いずれの提案者の評価結果が6割未満の場合は、最優秀提案者及び優秀提案者を選定しない場合がある。提案者が一者の場合の評価結果が6割未満のときも同様とする。

審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面で通知する。

(ア) 審査日 令和8（2026）年4月20日（月）

(イ) 場所 柏崎市東本町一丁目2番16号モーリエビル4階 柏崎商工会議所

(ウ) 説明資料

提出された提案書等（9(1)アからカまで）以外の資料の配布は、認めない。ただし、プレゼンテーションの時間内において、スクリーンに投影する資料の配布はできるものとする。

(エ) 時間割り振り

1 提案者のプレゼンテーション時間は、50分以内（準備5分、説明30分、質問10

分、撤去5分)とする。

(オ) 留意事項

- a 出席者は5人以内とする。
- b 外部とのネットワークは、使用できないものとする。
- c プロジェクター、スクリーン、プロジェクター接続ケーブル (HDMI 端子)、電源タップは、柏崎リーダー塾運営協議会 (以下「運営協議会」という。) が用意する。その他必要な機器 (PC 等) は、提案者が用意すること。
- d 機器の不備や故障が生じた場合、利用できないことがある。なお、プロジェクター等の利用については、第二次審査当日に会場で受け付けるものとする。
- e 第二次審査 (プレゼンテーション審査) の詳細については、提案者に別途連絡する。

(5) 審査項目及び審査視点

別紙2「第7期柏崎リーダー塾運営 (PRを含む) 業務委託に係るプロポーザル審査項目及び審査視点」のとおりとする。

1.1 受託候補者の特定

選定委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計を参考に、選定委員の合議により受託候補者を特定する。ただし、本プロポーザルにおける要求水準 (得点率60%) を満たす提案がなかった場合は、受託候補者の特定は、行わない。

1.2 審査等の結果通知

選定委員会において、提案書等の審査等を行った結果は、全提案者に通知する。

1.3 提案資格の喪失等

提案書等の提出を求めた者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に提案書等を提出している場合には、当該提案書等は無効とする。

- (1) 3で示す参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 提案書等が提出期限を超過して提出された場合
- (4) 9(4)で示す以外の方法で提案書等を提出した場合
- (5) 本プロポーザルの関係者に故意に接触を求めた場合
- (6) 本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

1.4 契約の締結

(1) 契約方法

運営協議会は、最優秀提案者と業務委託契約の締結交渉を行い、当年度ごとの契約を締結するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の締結を行わないこととし、優秀提案者との契約締結の交渉を行う。

ア 最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合

イ 本プロポーザル終了後、失格事項（10(2)参照）が判明した場合

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当した場合

(2) 契約金額及び支払方法

業務委託金額は、2(4)で示す金額の範囲内であって、提案書等として提出された見積書の金額を超えないものとする。支払い方法は、年度内において2回まで分割することができる。

1.5 その他

- (1) 参加意向申出書のほか、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (3) 運営協議会が必要と認める場合は、提出された提案書等を無償で使用できることとする。ただし、使用に当たっては、提案者の承諾を要す。
- (4) 本プロポーザル終了後の結果公表において、評価点は公表しない。
- (5) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (6) この要領に定めるもののほかは、選定査委員会において決定する。